

法律問題

— 賃金 —

賃金とは、雇い主（使用者）が労働者に対して労働の対価として支払うものの全てをいいます。

例えば、「賃金」「給料」「手当」「賞与」など名目は異なっても、すべて賃金となります。

雇い主から労働者に対して支払われる賃金については、次のようなルールが定められています。

- ①賃金は通貨によって支払われなければなりません。原則として、現物支給は認められません。
- ②賃金は労働者本人に対して直接支払われなければなりません。代理人などに支払うことは法律違反となります。
- ③賃金は労働者に対して全額を支払わなければなりません。

法律に特に定めがある場合等を除いて、雇い主が無断で賃金の一部を控除することは認められていません。

「給料を払ってもらえない！」などの賃金に関するトラブルを抱えている人がいましたら、最寄りの労働基準監督署や弁護士などの専門家にご相談ください。

法テラス高森法律事務所



阿蘇世界文化遺産リレーコラム ～守っていききたいわがまちの景観と人々～

コラム第 15 回

「南郷谷を潤す田園風景 『南阿蘇村疏水群』」

担当：南阿蘇村

南阿蘇村は、国の名水百選にも指定されている白川水源を源の一つとする白川が中央を東西に流れ、湧出する豊富な地下水資源とともに、稲作と畜産を主体とする農業が展開されてきた地域です。

地域住民に親しまれている用水路「南阿蘇村疏水群」は、約 350 年前の 1667 年、肥後細川藩から南郷中用水方定役に任ぜられた片山嘉左衛門によって開削されました。嘉左衛門は 27 年間に渡り献身的にその半生を水利事業にささげ、その後も片山家が四代に渡り南郷の水利事業に関わったことにより、計 6 本の疏水群が開削されました。

その後、村内の用水路は網の目のように発展し、現在では久木野地区だけでも水路延長 31 キロメートル、受益面積 600 ヘクタール、村全体の水田面積では 1700 ヘクタールにも及んでおり、地域の産業基盤として長年にわたり地域住民により維持管理されています。



「世界遺産こぼれ話」Vol.6 - 文化庁へ要望活動 -

10 月 30 日（水）、「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」のメンバーである蒲島熊本県知事と阿蘇郡市の 7 市町村長は、文化庁を訪問し、青柳文化庁長官へ要望書を手渡しました。

要望では、阿蘇が文化財国指定や県内外に向けた周知啓発活動等、世界文化遺産登録に向けた取組みが着実に進んでいることを説明し、阿蘇が一日も早く世界遺産暫定一覧表に記載されるよう訴えました。

※世界遺産暫定一覧表に記載されることが、国からの推薦の前提条件となります。

今後も、「阿蘇」の世界文化遺産登録実現に向け、熊本県と阿蘇郡市 7 市町村は一体となって取り組みを進めていきます！

◆次回のコラムは、西原村が担当します。